

1月7日 16時30分公表

令和3年1月7日
内閣府(防災担当)

令和3年1月7日からの大雪による災害にかかる 災害救助法の適用について【第1報】

1. 災害の概要

秋田県において、連日の降雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、秋田県4市2町1村にそれぞれ災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【秋田県】 横手市 (よこてし) 湯沢市 (ゆざわし) 大仙市 (だいせんし) 仙北市 (せんぼくし) 仙北郡美郷町 (せんぼくぐんみさとちょう) 雄勝郡羽後町 (おがちぐんうごまち) 雄勝郡東成瀬村 (おがちぐんひがしなるせむら)	1月7日	連日の降雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・ 障害物の除去

本件問合せ先

内閣府政策統括官(防災担当)付

参事官(被災者生活再建担当)付

阿部、横田、森戸、柚上、山地

TEL 03-5253-2111(内線51276)

03-3503-9394(直通)